

別紙

富山県融資制度「災害対応資金」について

1 資金の概要

融資対象	以下の(1)または(2)の災害において被害を受けた県内全域の 中小企業者 (1) 激甚災害法または災害救助法の適用を受けた災害 ※市町村の発行するり災証明書(被災届出証明書等を含む) の提出が必要 (2) 知事が認めた自然災害 上記(1)に「令和8年8月27日からの大雨に伴う災害」を適用
資金使途	運転資金・設備資金 ※事業の再建・復旧に必要な経費
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(うち据置期間5年以内)
融資利率	年1.55%以内
保証料率	一般保証利用時 年0.35%～年1.05% セーフティネット4号・災害関係保証利用時 年0.5% (保証必須)
償還方法	金融機関の方法による

2 融資申請方法

(1) 運転資金を借入申請する場合

県内金融機関に必要書類を提出

(2) 設備資金を借入申請する場合(運転資金を併せて借入申請する場合を含む)

県内金融機関を経由して県経営支援課に必要書類を提出

＜必要書類＞ 申請様式は県HPからダウンロードできます。

利用申請書、市町村の発行するり災証明書(被災届出証明書等を含む)、
信用保証申込書類一式

【以下、設備資金利用時のみ】

実施計画書(設備等に係る見積書、県税の納税証明書、決算書等を添付)